確定拠出年金
給付の手引き

確定拠出年金　記録関連運営管理機関
SBIベネフィット・システムズ株式会社

【お問い合わせ窓口】
SBIベネフィット・システムズ
コールセンター：0120-652-401
営業時間：平日10時~18時
（祝日、年末年始、弊社指定のメンテナンス日等除く）
国際電話等、お電話がつながらない場合は、
03-6435-5522へご連絡ください。
※お手元に加入者コードをご準備のうえ、お問い合わせください。

2025年8月改訂版

はじめに

60歳以降、老齢給付金の受給要件を満たしている方は、原則として、加入者であった方ご本人が請求することにより(「裁定請求」といいます。)老齢給付金を受給していただくことができます。

この「確定拠出年金　給付の手引き」では、受給資格を取得される方へ、確定拠出年金から支払われる給付金についてご案内しています。

ご請求いただく時期に備えて、ご一読いただければ幸いです。

この「給付の手引き」は2025年８月１日時点の関連法令・規約等に基づいて作成しております。作成日以降の関連法令・規約の変更等を反映しない場合がありますので、ご不明な点につきましては、弊社コールセンターへお問い合わせくださいますようお願いいたします。

目次

1. 老齢給付金 受給資格の取得 …… 3 ～ 4
2. 給付金の種類 …… 5
3. 給付金を受け取るまでの流れ…… 6
4. 老齢給付金の裁定請求…… 7 ～ 14
   - 4.1 老齢給付金の裁定請求に必要な要件
   - 4.2 老齢給付金の受取方法
     - 4.2.1 老齢一時金で受け取る
     - 4.2.2 老齢年金で受け取る
5. 障害給付金の裁定請求…… 15 ～ 16
   - 5.1 障害給付金の裁定請求に必要な要件
   - 5.2 障害給付金の受取方法
     - 5.2.1 障害一時金で受け取る
     - 5.2.2 障害年金で受け取る
6. 死亡一時金の裁定請求…… 17 ～ 18
   - 6.1 受取人となるご遺族の優先順位
   - 6.2 死亡一時金の請求期限について
   - 6.3 還付手続きについて
   - 6.4 死亡一時金の税制上の取扱いについて
   - 6.5 死亡一時金の受取人指定について
7. 各種お問い合わせ・お手続き先…… 19
8. 手数料について…… 20
   - 8.1 運用指図者にかかる手数料について
   - 8.2 給付事務手数料について
9. 個人番号（マイナンバー）について…… 21
   - 9.1 マイナンバーが必要となる給付金
   - 9.2 マイナンバーをご提出いただく時期
10. よくあるご質問…… 22
11. 用語解説…… 23

※ 本書中では、企業型確定拠出年金を「企業型DC」、
個人型確定拠出年金を「iDeCo」と表記しています。

1.　老齢給付金 受給資格の取得

老齢給付金の請求が可能となる年齢（以下、「請求可能年齢」といいます。）は通算加入者等期間に応じて決定します。

☞ 通算加入者等期間とは

確定拠出年金の老齢給付金の支給要件となる期間で、次に掲げる①②③を合算した期間のうち、60歳の誕生日の前々日が属する月までの期間をいいます。

① 企業型DCの加入者期間および運用指図者期間
② iDeCoの加入者期間および運用指図者期間
③ 他の退職金・年金制度から資産の移換を受けた場合、制度移換時に算入された期間

※ 期間が重複する場合はいずれかの期間のみを通算します。
※ 確定拠出年金以外へ資産を移換した場合、算入されていた期間は通算加入者等期間から除かれます。

【通算加入者等期間と請求可能年齢】

通算加入者等期間	請求可能年齢
10年以上	60歳
8 年以上	61歳
6 年以上	62歳
4 年以上	63歳
2 年以上	64歳
1 ヵ月以上	65歳
0 ヵ月	65歳以上、かつ、加入日[注]から5 年経過した日

注) 加入日が60歳前である場合は、60歳に到達した日となります。

💡 請求が可能となる日を確認する

弊社からお送りする「加入者資格喪失のお知らせ」(企業型DCのみ）または「受給資格取得のお知らせ」でご確認ください。
すでに運用指図者となっている方は、受給資格取得日(または「ご請求可能年月日」）以降、ご請求手続きを開始いただけます。ただし、加入者資格を喪失していない方は、喪失手続きが完了するまでご請求いただくことはできません。



企業型DC向けご案内の記載例

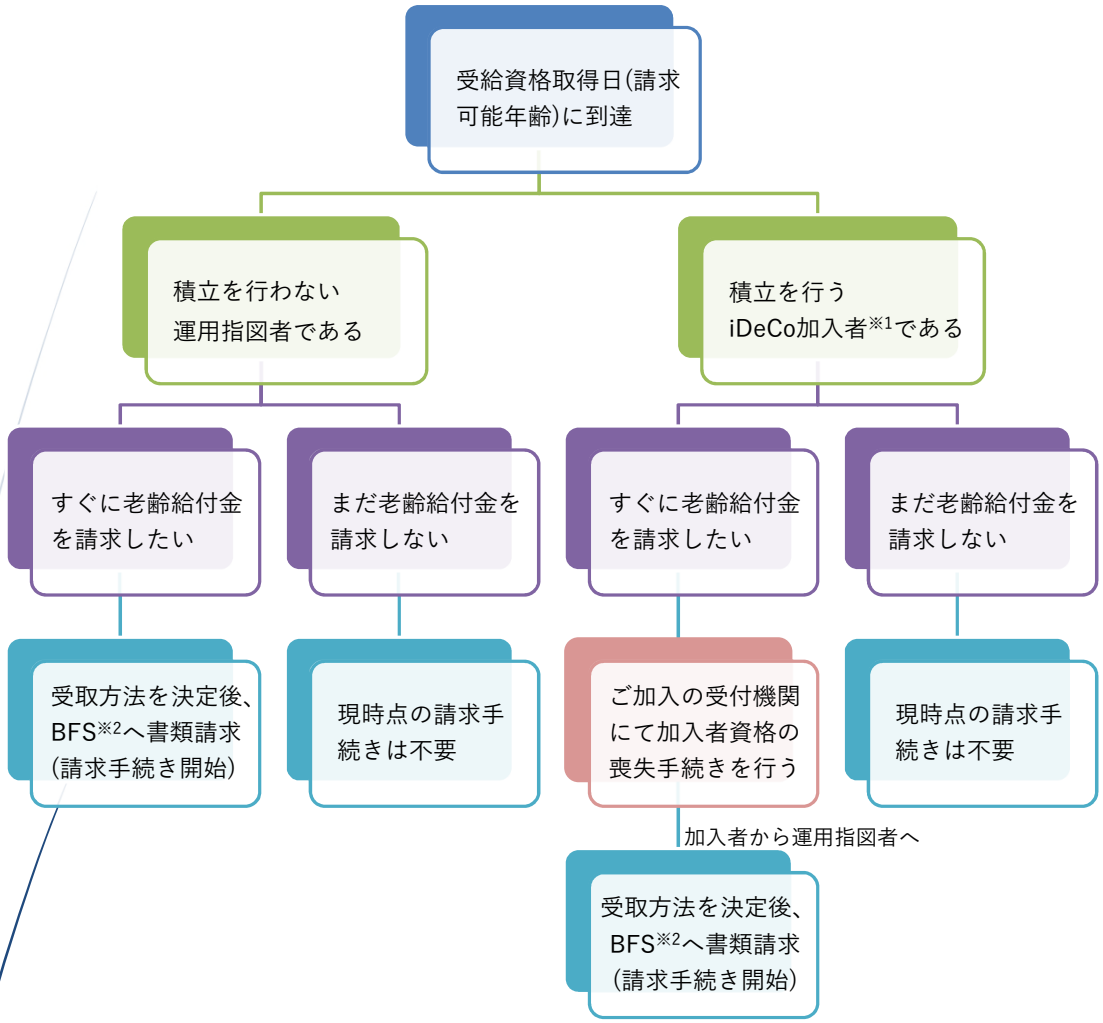
ご請求可能年月日	20●●年　●●月　●●日
受給資格取得日	20●●年　●●月　●●日

iDeCo向けご案内の記載例

受給資格取得日	20●●年　●●月　●●日

この日より請求が可能

請求可能年齢に到達していても、すぐに老齢給付金を請求する必要はありません。
お客様のご希望とご状況にあわせて手続きを開始してください。



※1) 下記①②の方が該当します。

① 60歳以降も引き続き掛金を拠出しているiDeCo第２号被保険者。ただし、まもなく65歳に到達される方は、最後の掛金拠出後に自動的に運用指図者となりますので、「積立を行わない運用指図者である」へお進みください。

② 60歳以降も引き続き掛金を拠出しているiDeCo任意被保険者。ただし、まもなく65歳に到達される方は、最後の掛金拠出後に自動的に運用指図者となりますので、「積立を行わない運用指図者である」へお進みください。

※2) SBIベネフィット・システムズ(株)

● 請求期限について

75歳の２日前までに裁定請求を行う必要があります。75歳に到達時点で未請求の場合、一時金で受け取っていただくことになります（年金受給は不可）。なお、最終期限までに請求されなかったご資産は法務局へ供託されますので、余裕を持って請求手続きを開始してください。

● 60歳以上のiDeCo加入者が加入者資格喪失年月前に運用指図者となるためには、ご自身によるお手続きが必要となります。

ご加入されているプランの受付金融機関にてお手続きください。なお、お手続きいただいた後、ステータスが運用指図者に変わるのは最後の掛金が拠出される月になります。

2.　給付金の種類

老齢給付金以外にも給付事由に応じた給付の種類があります。
受取人ご本人が給付金の請求を行うことにより、積み立てた資産を給付金として受け取ることができます。

【老齢給付金およびその他の給付金】

右のどちらにも該当しない場合	加入されていた方が政令で定める程度の障害の状態となった場合	加入されていた方が亡くなられた場合
老齢給付金	**障害給付金**	**死亡一時金**
受給要件を満たした方が給付金の裁定請求を行うことで、積み立てたご資産を老齢給付金として受け取ることができます。 受取方法は一時金または年金を選択できます。	受給要件を満たした方が障害給付金の裁定請求を行うことで、障害給付金として受け取ることができます。 受取方法は一時金または年金を選択できます。	受取人となるご遺族が裁定請求を行うことで、死亡一時金としてご遺族に支給されます。 なお、死亡一時金の受取人は法令に基づいた順位で決まります。
☛ 7 ～ 14 3. 老齢給付金の裁定請求	☛ 15 ～ 16 4. 障害給付金の裁定請求	☛ 17 ～ 18 5. 死亡一時金の裁定請求

☞ 裁定請求とは

給付を受ける権利があるかどうかの判定を受けるために行う請求行為のことをいいます。



3.　給付金を受け取るまでの流れ

裁定請求から給付金のお振込みまでの主な流れは下記のとおりです。

【給付までのスケジュール】

給付金　受取方法の決定・書類の取り寄せ

請求時期・受取方法が決まりましたら、SBIベネフィット・システムズ㈱へ書類の請求を行ってください。
後日、ご請求に関する書類をご登録住所宛に送付いたします。

↓

裁定請求書類の提出

「裁定請求書」の他、必要な書類をお取り揃えのうえ、弊社宛にご返送ください。
弊社にて書類受領後、裁定に必要な要件を満たしているご請求について裁定を行います。
※還付すべき掛金の有無について国民年金基金連合会へ照会いたします。（iDeCoのみ）

↓

裁定結果の通知

裁定完了後に「給付裁定結果通知書」をご登録住所宛に送付いたします。

↓

ご資産の現金化

給付月の月初にお持ちの運用商品を売却し現金化いたします。

↓

給付金振込日の通知

振込額および振込日が確定次第、「給付金支払通知書」をご登録住所宛に送付いたします。

↓

給付金のお振込み

原則として給付月の20日に、資産管理機関（iDeCoは事務委託先金融機関）より、
「裁定請求書」にてご指定いただいた金融機関口座へお振込みいたします。
※20日が休業日の場合は翌営業日のお振込みとなります。

● 請求受付締切日について

毎月の締切日が設けられています。締切日を過ぎて受領したご請求は翌月請求分として取り扱われます。

● 給付金が振り込まれるまでに要する時間について

一時金の場合、裁定が完了してから給付金が振り込まれるまでに、通常1ヵ月半から2ヵ月程度時間を要します。

年金の場合、裁定が完了した月および、ご指定の給付回数によって給付月が決定します。裁定が完了した月の翌月から給付対象月が開始し、給付対象月の開始後最初に訪れる給付月が初回の年金となります。

4.　老齢給付金の裁定請求

請求可能年齢に到達し、かつ、加入者資格を喪失している方は、75歳のお誕生日の2日前までのご希望の時期に老齢給付金の裁定請求をしていただくことができます。

4. 1 老齢給付金の裁定請求に必要な要件

請求可能年齢に到達していれば老齢給付金を受け取るための裁定請求を行うことができます。ただし、次のケースについては裁定手続きが保留となります。



裁定手続きが保留となるケース

- ✓ 他の確定拠出年金等からの移換手続きを行っている場合は、加入記録の引継ぎ※1が完了するまで裁定手続きが保留となります。
- ✓ 登録上の氏名･住所が住民票上の氏名･住所と一致していない場合は、登録情報の変更手続きをしていただく必要があります。変更手続きが完了するまでの間、裁定手続きが保留となります。
- ✓ 加入者であった方については、加入者資格を喪失※2し、登録上のステータスが運用指図者へ更新されるまで裁定手続きが保留となります。
- ✓ 今回請求する老齢給付金では通算加入者等期間が足りず、他の確定拠出年金口座の加入記録を確認する必要がある場合には、確認期間中は裁定手続きが保留となります。

※1）資産の移換が完了した後、記録の引継ぎが完了するまでには数ヵ月時間を要します。
※2）iDeCo加入者の方は加入者資格を喪失されてから運用指図者資格を取得するまでに、1ヵ月～2ヵ月程度のタイムラグがありますので、ご注意ください。

● **他に加入口座をお持ちの方**

当該プランとは別に加入している確定拠出年金口座(以下､｢並行加入口座｣といいます。)がある方は、口座ごとに裁定請求が必要です。

なお、請求可能年齢が61歳以上となる方について、当該年齢を判定するための通算加入者等期間に並行加入口座の通算加入者等期間を算入することが可能な場合で、算入した結果として、ご案内している請求可能年齢から繰り上がる場合があります。

並行加入口座の期間を算入したうえで給付金の裁定請求を希望される方は、弊社コールセンターまでお申し出ください。

● **企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、企業型DCまたはiDeCoに再加入することはできません。**

- 企業型DC受給済みの方 ⇒ 企業型DCへ再加入不可
- iDeCo受給済みの方 ⇒ iDeCoへ再加入不可

4. 2 老齢給付金の受取方法

老齢給付金の受取方法には「一時金」と「年金」があり、一部プランでは「併給」(一時金と年金の併用受け取り)もご選択いただけます。ご自身の資金計画にあわせて受取方法をご検討ください。

一時金

積み立てた資産を一括で受け取る

税制上の取扱いは退職所得となり、給付時に退職所得が適用されます。

年金

積み立てた資産を分割で受け取る

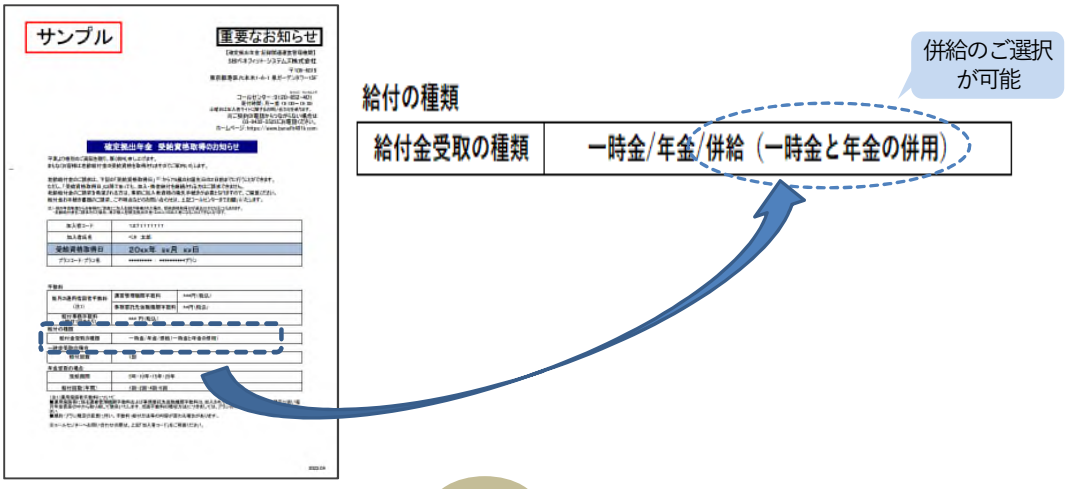
税制上の取扱いは雑所得となり、確定申告時に公的年金等控除が適用されます。

併給

資産の一部を一時金で受け取った後、残りを年金で受け取る

税制上の取扱いは、一時金は退職所得、年金は雑所得となります。

ご加入プランの規約等に定めがある場合は、併給(一時金と年金を併用して受け取る)もご選択いただけます。併給をご選択いただけるプランかどうかは、ご加入プランの企業型年金規約、iDeCoプラン説明書の他、「加入者資格喪失のお知らせ」(企業型DCのみ)または「受給資格取得のお知らせ」でご確認いただけます。



● ご請求時のお立場が非居住者である方の取扱いについて

【非居住者として老齢一時金をご請求いただく場合】

給付時点では退職所得の優遇は受けられず、国内源泉所得相当分に対して20.42%の所得税（含む復興特別所得税）が源泉徴収されます。

【非居住者として老齢年金をご請求いただく場合】

国内源泉所得に限らず支払金額全額が所得税の対象となり、国内法の規定に従って源泉徴収が行われます。ただし、居住国と日本との間において租税条約が締結されており、かつ、退職年金条項がある場合には、「租税条約に関する届出書」等を提出いただくことにより、日本における課税は免除されます。

※「居住者」とは、日本国内に住所を有する者、または現在まで引き続いて１年以上居所を有する者をいい、「非居住者」とはそれ以外の者をいいます。

4. 2. 1 老齢一時金で受け取る

老齢一時金としてご請求いただいた場合は、保有商品はすべて現金化され、源泉徴収が行われたうえで、ご指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれます。
※併給受け取りの場合は、ご指定いただく一時金の割合に応じた数量を現金化します。

◘ 給付月について

裁定要件を満たしているご請求について裁定手続きを行います。裁定手続きが完了した日の属する月(裁定完了月)の翌月が給付月となります。
ただし、締切日を過ぎて受領した請求は翌月裁定分として取り扱います。

◘ ご資産の現金化について

給付月の第１営業日以降、すべての保有商品を売却して現金化します。ただし、保有商品が下記に該当する場合は、現金化のための売却指図日が後ろにずれます。

・定期預金や年金保険商品が満期に係る手続き中である場合
・投資信託の申込不可日（投資先の市場休場等）である場合
・投資信託の決算日である場合
・スイッチング手続き中である場合

上記の他、金融市場や政情に起因する諸問題が売却や給付手続きに影響する場合があります。

◘ 税制上の取扱いについて

確定拠出年金から支払われる老齢一時金の税制上の取扱いは退職所得となり、他の所得と分けて所得税および住民税が給付時に源泉徴収(住民税は特別徴収)されます。

「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」（以下､「申告書」といいます。）をご提出いただくことにより、「退職所得控除」が適用されます。

老齢一時金の課税年分※1と同年および前年以前19年内に支払を受けた退職手当等がある場合には、退職所得控除額の調整を行うため、その退職手当等の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」（以下､「退職所得の源泉徴収票」といいます。)を添付のうえ、「申告書」にてご申告いただく必要があります。

「申告書」をご提出いただかない場合は、給付時に退職所得控除は適用されず､支払金額（売却金額）に20.42％の税率を適用した所得税および復興特別所得税が源泉徴収され、住民税についても地方税法に従って特別徴収されたうえで、給付されます。

※1) 老齢一時金の課税年(収入年度)は、給付金が振り込まれる年となります。

☞「退職所得の源泉徴収票」とは

会社(給与の支払者)等が退職者に支払った退職手当等の額と徴収した所得税額を証明するための法定調書です。そのコピーを老齢一時金の請求時にご提出いただきます。

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票


令和1年分　退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払者	住所(居所)又は所在地	東京都新宿区１－×－○					
	個人番号又は法人番号(1月1日現在)						
	氏名	(役職名) ベネ 太郎					
区分		支払金額	退職所得控除額	特別徴収税額			
				市町村区税	道府県区税		
退職所得		7 300 000		0	0		
退職所得控除額		勤続年数		退職年月日		退職年月日	
280万円		7年		2015年4月1日		2022年3月31日	
(摘要)							
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区六本木１－×－○					
	氏名又は名称	△○×株式会社					

みほん

◘ 老齢一時金の「退職所得の源泉徴収票」送付の時期

現金化完了後、「給付金支払通知書」と同封してご登録の住所宛に送付します。

◘ 確定申告について

給付時に課税手続きが完了するため、原則として退職所得の確定申告は不要ですが、「申告書」を提出しなかったために税率20.42％にて源泉分離課税された場合など、払い過ぎた所得税については、確定申告を行うことによって還付されることがあります。

◘ 老齢一時金の課税計算について

一般退職手当等※1に係る源泉徴収税額の算出方法は次の(a)～(e)となります。

※1) 一般退職手当等とは、退職手当等(確定拠出年金から支払われる老齢一時金も該当します。)のうち、短期退職手当等および特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。

【短期退職手当等】

短期勤続年数(役員等以外の者として政令で定める勤続年数が**5年以下**であるもの)に対する退職手当等として支払を受けるものをいいます。（老齢一時金も該当します。）

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数５年以下の方が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。(老齢一時金は特定役員退職手当等には該当しません。)

役員等とは
- 法人税法第２条第15号に規定する役員
- 国会議員および地方公共団体の議会の議員
- 国家公務員および地方公務員

〈法人税法第２条第15号〉
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるもの

(a) 勤続年数を計算します。

勤続年数とは、退職手当等の支払者の下で退職の日まで引き続き勤務した期間（以下、「勤続期間」といいます。)の年数であり、1年未満の端数は1年に切り上げます。なお、確定拠出年金における勤続期間とは、次に掲げる㋐㋑㋒を合算した期間（掛金拠出期間）をいいます。

㋐ 企業型DCの加入者期間（未拠出期間を除きます。）
㋑ iDeCoの加入者期間 （未拠出期間を除きます。）
㋒ 退職金・年金制度から資産の移換を受けた場合、制度移換時に算入された期間

※ 期間が重複する場合はいずれかの期間のみを算入します。

(b) (a)で計算した勤続年数に応じて、次の表により退職所得控除額を計算します。

【退職所得控除額の計算表】

勤続年数	退職所得控除額
２年以下	80万円
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年超	70万円 ×（勤続年数－20年） ＋ 800万円

※ 退職所得控除額は同年および前年以前19年内の退職所得と調整して計算します。

● 同年に他の支払者から支払を受けた一般退職手当等がある場合の退職所得控除額

確定拠出年金から支払われる老齢一時金に係る勤続期間と、老齢一時金以外の退職手当等に係る勤続期間のうち、最も長い期間である「通算勤続期間」を基に勤続年数を求め、本年分の退職所得控除額を算出します。

● 前年以前19年内に他の支払者から支払を受けた退職手当等があり、その退職手当等に係る勤続期間が老齢一時金の勤続期間（あるいは前述の「通算勤続期間」）との重複期間がある場合の退職所得控除額

本年分として使用できる退職所得控除額は、老齢一時金の勤続期間（あるいは「通算勤続期間」）を基に計算される退職所得控除額から重複期間を基に計算した退職所得控除額を差し引いて、算出します。

※支払を受けた退職手当等の金額が、その退職手当等の勤続期間を基として計算された退職所得控除額に満たないときは、その退職手当等の金額に対応する期間を勤続期間とみなします。

(c) 次の算式により課税退職所得金額を計算します。

課税退職所得金額＝（支払金額※1－退職所得控除額）×1/2　（千円未満の端数は切捨て）

※1）老齢一時金と同年に支払を受けた一般退職手当等がある場合は、その収入金額と老齢一時金の額を合算します。

ただし、支払われる老齢一時金が**短期退職手当等**に該当する場合は、下表の算式により、課税退職所得金額を計算します。

支払金額 ― 退職所得控除額 ≦ 300万円	支払金額― 退職所得控除額 ＞ 300万円
（支払金額 ― 退職所得控除額）× 1/2	150万円※ア＋｛支払金額 －（300万円+退職所得控除額）｝※イ ※ア　300万円以下の部分の退職所得の金額（2分の1課税適用分） ※イ　300万円を超える部分の退職所得の金額（2分の1課税適用外）

◎ **同年に一般退職手当等、特定役員退職手当等または短期退職手当等のうち２つ以上の退職手当等が支払われている場合は、課税退職所得金額の算出方法が異なります。**
国税庁HP（https://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

(d) (c)で求めた課税退職所得金額を基に下の速算表に従って、退職所得に係るその年の所得税を計算します。

【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額＝ ((A)×(B)-(C)) ×102.1%(復興税※)
195万円以下	5%	0円	((A)×5%) ×102.1%
195万円超 ～ 330万円以下	10%	97,500円	((A)×10%-97,500円) ×102.1%
330万円超 ～ 695万円以下	20%	427,500円	((A)×20%-427,500円) ×102.1%
695万円超 ～ 900万円以下	23%	636,000円	((A)×23%-636,000円) ×102.1%
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円) ×102.1%
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円) ×102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A)×45%-4,796,000円) ×102.1%

※）2013年1月1日から2037年12月31日までの所得には、所得税に対して2.1％を乗じた復興特別所得税が所得税とあわせて源泉徴収されます。

(e) 課税退職所得金額を基に住民税を計算します。

市町村民税＝課税退職所得金額× 6 %　　道府県民税＝課税退職所得金額× 4 %

（百円未満の端数は切捨て）

● **老齢一時金と同課税年にすでに支払を受けた退職手当等があり、その退職手当等の支給時に税金を支払っている**

同課税年分の退職所得の後順位として支払われる老齢一時金の源泉徴収においては、あらためてその年の退職所得に係る退職所得控除額や課税額を算出したうえで、不足分のみが徴収されます。なお、再計算した結果、払い過ぎとなった税金については、確定申告していただくことによって還付が受けられます。

● **ご注意ください（課税計算について）**

本書 9 から 10 の老齢一時金の課税計算についての説明は、一般的なケースについての計算式を記載しています。確定拠出年金から支払われる老齢一時金以外に支払を受けた退職手当等の内容によってはこの計算式に当てはまらないこともあります。個別具体的な計算方法については最寄りの税務署や税理士にご相談ください。

4. 2. 2 老齢年金で受け取る

老齢年金をとしてご請求いただいた場合は、年金資産（併給の場合は、一時金部分を給付後の資産）を残りの給付回数で除して算出した数量が現金化され、源泉徴収されたうえで、ご指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれます。受給中は、年金資産がなくなるまで運用指図者として運用を継続します 。

◘ 給付月について

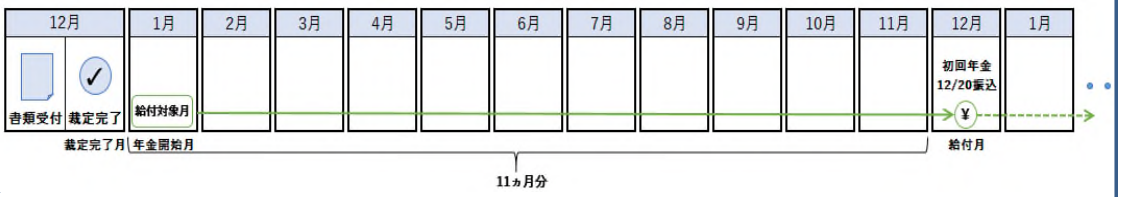
裁定要件を満たしているご請求について裁定手続きを行います。裁定完了月の翌月より老齢年金の給付対象月が開始（年金開始月）となり、給付対象月経過後に老齢年金の給付が行われます。

あらかじめ給付月が固定されているプランと、固定されていないプランがあります。給付スケジュールは下記の例をご参考としてください。

例 ）受給期間５年、年間給付回数１回を選択し、裁定完了月が12月の場合

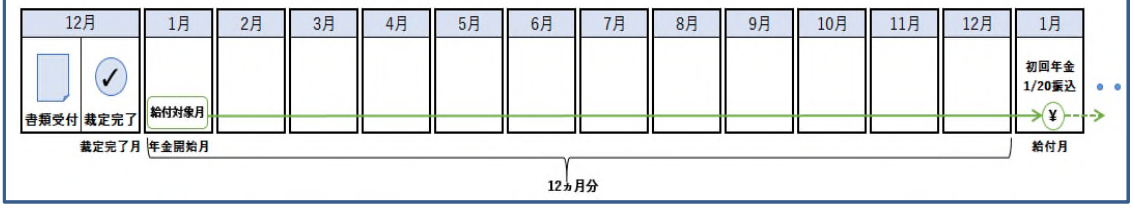
給付月が固定されているプランの場合

年金給付月	毎年12月 ※年給付回数によって給付月が固定されており、1回を選択した場合給付月は12月です。
初回給付月	裁定完了月の翌年の12月 ※給付対象月の開始後、最初に訪れる給付月が初回の年金となります。
総給付回数	計６回 （初回給付時に11ヵ月分、２回目以降は12ヵ月分、６回目に １ヵ月分を給付） ※給付月が固定されているため、初回給付対象月が少ない場合は初回年金給付額も２回目以降の給付額に比べてすくなくなりますが、最終回の年金給付で調整されます。

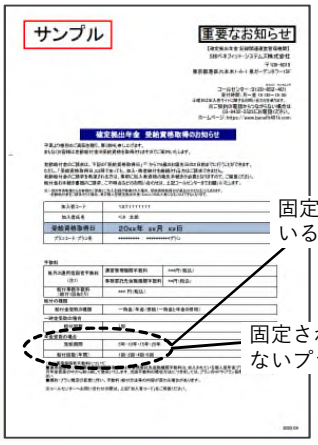


給付月が固定されていないプランの場合

年金給付月	毎年１月 ※裁定完了月によって給付月が決まります。
初回給付月	裁定完了月の翌々年の１月 ※裁定完了月の翌月から起算して13か月目となります。
総給付回数	計５回 ※全給付月とも12ヵ月分が給付されます。



お客様が加入されているプランが上記どちらに該当するかは企業型年金規約、iDeCoのプラン説明書の他、「加入者資格喪失のお知らせ」(企業型DCのみ)または「受給資格取得のお知らせ」でご確認いただけます。



年金受取の場合

受給期間	5年・10年・15年					
給付回数(年間)	各お受取回数ごとの年金支給月					
1回	12月					
2回	6月	12月				
4回	3月	6月	9月	12月		
6回	2月	4月	6月	8月	10月	12月

年金受取の場合

受給期間	5年・10年
給付回数(年間)	1回・2回・4回・6回

ご資産の現金化について

給付月の第１営業日以降、全保有商品について保有商品の割合に応じて按分した数量を売却して現金化します。ただし、保有商品が下記に該当する場合は、現金化のための売却指図日が後ろにずれます。

・定期預金や年金保険商品が満期に係る手続き中である場合
・投資信託の申込不可日（投資先の市場休場等）である場合
・投資信託の決算日である場合
・スイッチング手続き中である場合

上記の他、金融市場や政情に起因する諸問題が売却や給付手続きに影響する場合があります。

なお、給付月の前月中旬から給付に伴うご資産の売却手続きが開始されるまでの一定期間、スイッチングのお申込みができなくなりますので、ご留意ください。

税制上の取扱いについて

確定拠出年金から支払われる老齢年金の税制上の取扱いは雑所得となり、給付の都度、老齢年金の額から7.6575％の所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。

確定申告をすることによって他の公的年金と合わせて「公的年金等控除」が適用され過不足の調整が行われます。

老齢年金では住民税が特別徴収されません。翌年、他の所得とあわせて市区町村より通知され、納入します。

源泉徴収税額＝｛年金の支払額－(年金の支払額×25％)｝×10％×102.1％(復興税)
⇓
年金の支払金額×7.6575％

「公的年金等の源泉徴収票」送付の時期

「公的年金等の源泉徴収票」は、年金給付が行われた年の12月末に、ご登録の住所宛に送付します。

確定申告について

源泉徴収された税額とその年に納付すべき税額との差額については、確定申告で精算していただきます。

● 受給開始後の一時金への変更について

加入されている年金の規約またはプランで認められている場合、給付対象月が開始された月(年金開始月)から起算して**５年を経過後は、**お客様が請求を行うことで、年金資産残金を一括※で受け取ることができます。(確定年金受給者は対象外となります。)

※1）当該一時金は税制上、退職所得として取り扱われます。

● 受給開始後の年金計画の変更について

受給開始後は、上記を除く受給期間や給付回数の変更はできません。

● 社会保険料への影響について

老齢年金は、社会保険料の算出に用いる所得に含まれます。

（ご参考）公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。
公的年金等に係る雑所得の金額 ＝ (a)×(b)－(c)

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	60万円超 ～ 130万円未満	100％	600,000円
	130万円以上 ～ 410万円未満	75％	275,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	85％	685,000円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	95％	1,455,000円
	1,000万円以上	100％	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	110万円超 ～ 330万円未満	100％	1,100,000円
	330万円以上 ～ 410万円未満	75％	275,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	85％	685,000円
	770万円超 ～ 1,000万円未満	95％	1,455,000円
	1,000万円以上	100％	1,955,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が50万円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	50万円超 ～ 130万円未満	100％	500,000円
	130万円以上 ～ 410万円未満	75％	175,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	85％	585,000円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	95％	1,355,000円
	1,000万円以上	100％	1,855,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が100万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	100万円超 ～ 330万円未満	100％	1,000,000円
	330万円以上 ～ 410万円未満	75％	175,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	85％	585,000円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	95％	1,355,000円
	1,000万円以上	100％	1,855,000円

※合計所得金額が2,000万円超となる場合については国税庁HP等でご確認ください。

◎ 確定申告や税金に関する詳細については、所轄税務署や税理士にお問い合わせください。

5.　障害給付金の裁定請求

政令で定める程度の障害の状態となった場合、「障害認定日」から75歳の誕生日の２日前までの期間内において、障害給付金を請求することができます。

5. 1 障害給付金の裁定請求に必要な要件

政令で定める程度の障害の状態である場合は、障害給付を受け取るための裁定請求を行うことができます。ただし、次のケースについては裁定手続きが保留となります。



裁定手続きが保留となるケース

- ✓ 他の確定拠出年金等からの移換手続きを行っている場合は、加入記録の引継ぎ※が完了するまで裁定手続きが保留となります。
- ✓ 登録上の氏名･住所が住民票上の氏名･住所と一致していない場合は、登録情報の変更手続きをしていただく必要があります。変更手続きが完了するまでの間、裁定手続きが保留となります。

※）資産の移換が完了した後、記録の引継ぎが完了するまでには数ヵ月時間を要します。

☞「政令で定める程度の障害の状態」とは、次のような状態をいいます。

- ✓ 障害基礎年金の受給者（１級および２級の者に限る）
- ✓ 身体障害者手帳の所持者（１級～３級までの者に限る）
- ✓ 療育手帳の所持者（重度の者に限る）
- ✓ 精神障害者保健福祉手帳の所持者（１級および２級の者に限る）

☞「 障害認定日」とは、

病気またはケガによって初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)から起算して１年６ヵ月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合はその日)のことをいいます。

● **障害給付金のご請求に際し、お電話による書類請求が困難な方**

受取人ご本人による、弊社HPの加入者サイト>「お問い合わせ」のメッセージ(お問い合わせ)からの書類請求も承っております。

● **代理人による請求について**

受取人本人のご状況により代理人による請求が可能です。

☞本書 22「10.よくあるご質問」をご覧ください。

5. 2 障害給付金の受取方法

障害給付金の受取方法には「一時金」と「年金」があり、一部プランでは「併給」(一時金と年金の併用受け取り)もご選択いただけます。ご自身の資金計画にあわせて受取方法をご検討ください。

一時金	年金	併給
積み立てた資産を一括で受け取る	積み立てた資産を分割で受け取る	資産の一部を一時金で受け取った後、残りを年金で受け取る
非課税のため、源泉徴収はされません。	非課税のため、源泉徴収はされません。	非課税のため、源泉徴収はされません。

※併給をご選択いただけるプランかどうかの確認方法は、本書 8 をご参照ください。

5. 2. 1 障害一時金で受け取る

障害一時金としてご請求いただいた場合は、保有商品すべての商品が現金化され、ご指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれます。

- **給付月について**
  本書 9「給付月について」をご参照ください。
- **ご資産の現金化について**
  本書 9「ご資産の現金化について」をご参照ください。

5. 2. 2 障害年金で受け取る

障害年金としてご請求いただいた場合は、ご資産を残りの給付回数で除して算出した数量が現金化され、ご指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれます。

- **給付月について**
  本書 12「給付月について」をご参照ください。
- **ご資産の現金化について**
  本書 13「ご資産の現金化について」をご参照ください。

● **受給開始後の一時金への変更について**
加入されている年金の規約またはプランで認められている場合、給付対象月が開始された月(年金開始月)から起算して**5年を経過後は、**お客様が請求を行うことで、年金資産の残金を一括で受け取ることができます。（確定年金受給者対象外となります。）

● **受給開始後の年金計画の変更について**
受給開始後は、上記を除く受給期間や給付回数の変更はできません。

6.　死亡一時金の裁定請求

加入者または加入されていた方が、給付金を受け取られる前、あるいは給付金を受給中に亡くなられた場合は、ご遺族の方から死亡一時金の請求をしていただきます。

6.1 受取人となるご遺族の優先順位

ご本人が生前に死亡一時金の受取人を指定していた場合は指定された方が受取人となり、指定されていない場合は、下表の請求順位(番号順)に基づいて受取人がきまります。

【受取人の範囲と請求順位】

1	配偶者（死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
2	死亡の当時、主として亡くなられた方の収入によって**生計を維持されていた**（生計維持関係にあった） ⑴子　⑵父母　⑶孫　⑷祖父母　⑸兄弟姉妹
3	死亡の当時、主として亡くなられた方の収入によって**生計を維持されていた**（生計維持関係にあった） 2以外の親族
4	死亡の当時、主として亡くなられた方の収入によって**生計を維持されていなかった**（生計維持関係になかった） ⑴子　⑵父母　⑶孫　⑷祖父母　⑸兄弟姉妹

※ 最も上順位のご遺族にのみ請求の権利があります。

※ 同じ順位の者が 2 人以上いる場合、法令上はその人数で等分となりますが、実務上は代表者の方に一括で振り込まれます。

☞「生計維持関係にある」とは、以下の 2 つの要件を満たしていることをいいます。

1. 生計同一要件	① 住民票上同一世帯に属しているとき
	② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
	③ 住所が住民票上異なっているが、同居・家計を一にしている、または経済的な援助が行われていると認められているとき
2. 収入要件	① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入)が年額850万円未満であること
	② ①に該当しないが定年退職等の事情により、近い将来、収入が年額850万円未満になると認められること

● iDeCoプランに加入されていた方が亡くなられた場合（死亡届の提出）

受給前に亡くなられた場合は、ご遺族等より死亡後速やかに、「加入者等死亡届」を加入プランの受付金融機関を通じて国民年金基金連合会へご提出いただく必要があります。

● 相続放棄の手続きをされている方

受取人となられる方が相続放棄の手続きをされていても、死亡日から 5 年以内は死亡一時金を請求していただけます。

6. 2 死亡一時金の請求期限について

死亡一時金の請求期限は、死亡日から５年以内です。５年を経過すると、死亡一時金を受け取れる遺族はいないものとみなされ、亡くなられた方の他の資産と同じく相続財産として取り扱われます。

6. 3 還付手続きについて

死亡後も掛金が拠出されていることが判明した場合、別途還付に関する手続きが行われ、死亡一時金とは切り離して送金されます。なお、還付金は相続財産として取り扱われます。

6. 4 死亡一時金の税制上の取扱いについて

死亡後３年以内に支給が確定した死亡一時金は、相続税制上「みなし相続財産（退職手当等に含まれる給付）」として取り扱われ、相続税の対象となり、【500万円×法定相続人の数】の非課枠が適用されます。ただし、受給中に亡くなられたことによる死亡一時金や、相続人以外に支給された死亡一時金等、上述の非課税枠が適用されないケースがあります。

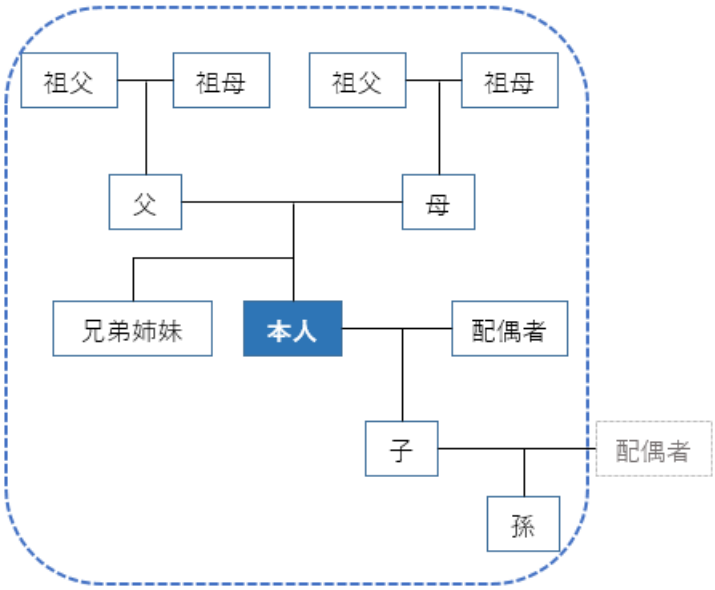
なお、死亡後３年を経過して支給が確定した死亡一時金は、税制上の取扱いが異なります。詳細については所轄税務署等にご照会ください。

6. 5 死亡一時金の受取人指定について

加入者等はあらかじめ死亡一時金の受取人を指定しておくことができます。加入者等が亡くなられた際の受給の権利は、受取人として指定された方が優先されます。

※ 死亡一時金をご請求いただいた際は、あらためて受取人として適正であるかどうか、ご提出いただく公的書類等に基づいて裁定いたします。

【受取人指定できる親族の範囲（点線内の親族）】



● **受取人指定用紙「死亡一時金受取人指定に関する申請書」のお取り寄せ方法**

ホーム＞「手続き書類の請求」タブのPDFをダウンロード、印刷してご使用ください。
必要事項を記入し、本人確認書類を同封のうえ、弊社宛に郵送をお願いします。
なお、用紙のダウンロードが難しい方は、弊社コールセンターでも承っております。

※受取人を指定した場合、死亡一時金の請求手続きが簡略化され、遺族の負担軽減につながりますので、受取人指定されることをおすすめします。

7.　各種お問い合わせ・お手続き先

こんな時にはお手続きが必要です。

- 氏名・住所等に変更があったとき
- 給付金の裁定請求を行うとき
- 死亡一時金の受取人を指定したいとき
- 加入者等が死亡したとき
- 年金受給者の方で、給付金の振込口座を変更したいとき
- 別のプランへ変更したいとき

企業型DCに加入されている方

項目	手続者	内容	お問い合わせ、書類の請求先
氏名変更・住所変更	ご本人	加入者サイトで変更が可能です。 お電話でも変更を承ります。	SBIベネフィット・システムズ(株)
給付金の請求 （死亡一時金を除く）	ご本人	各種給付金の請求に必要な書類を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
死亡一時金受取人の指定・変更・取消	ご本人	「死亡一時金受取人指定に関する申請書」 等をご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
死亡一時金の請求	ご遺族	死亡一時金の請求に必要な書類を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
年金振込先金融機関の変更（年金受給者）	ご本人	「年金振込口座変更依頼書」等を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
iDeCoプランへ資産を移換したい※	ご本人	移換先の金融機関へ必要書類をご請求のうえ、お手続きください。（移換時に手数料が発生します。）	移換先の受付金融機関

※）企業がプランから脱退することになった際にも、iDeCoプランへの移換手続きが必要となる場合があります。

iDeCoに加入されている方

項目	手続者	内容	お問い合わせ、書類の請求先
氏名変更・住所変更	ご本人	「加入者等氏名・住所変更届」を ご請求のうえ、お手続きください。	ご加入プランの受付金融機関
加入者資格喪失 （拠出の停止）	ご本人	「加入者資格喪失届」をご請求のうえ、 お手続きください。	ご加入プランの受付金融機関
給付金の請求 （死亡一時金を除く）	ご本人	各種給付金の請求に必要な書類を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
死亡一時金受取人の指定・変更・取消	ご本人	「死亡一時金受取人指定に関する申請書」 等をご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
受給前に加入者等が亡くなられた場合	ご遺族	「加入者等死亡届」をご請求のうえ、 お手続きください。	ご加入プランの受付金融機関
受給中に加入者等が亡くなられた場合	ご遺族	「加入者等死亡届」等を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
死亡一時金の請求	ご遺族	死亡一時金の請求に必要な書類を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
年金振込先金融機関の変更（年金受給者）	ご本人	「年金振込口座変更依頼書」等を ご提出いただきます。	SBIベネフィット・システムズ(株)
別のiDeCoプランへ資産を移換したい場合	ご本人	移換先の金融機関へ必要書類をご請求のうえ、お手続きください。（移換時に手数料が発生します。）	移換先の受付金融機関

8.　手数料について

運用中、受給時にかかる主な手数料は下記のとおりです。

8. 1 運用指図者にかかる手数料について

運用指図者に係る毎月の手数料は、企業型DCについては企業型年金規約、iDeCoについてはご加入プランの規定に従って、個人別管理資産より徴収します。

8. 2 給付事務手数料について

給付金のお振込みにかかる手数料は、企業型DCについては企業型年金規約、iDeCo についてはご加入プランの規定に従って給付の都度※ご負担いただきます。

※) 年金受取の場合、給付の回数分の負担が発生します。
　たとえば、受給期間５年間 年間給付回数２回の場合、10回分の振込手数料が発生します。

※各種手数料には別途消費税がかかります。

手数料の金額は、「加入者資格喪失のお知らせ」(企業型DCのみ)または「受給資格取得のお知らせ」でもご確認いただけます。


サンプル

重要なお知らせ

確定拠出年金　受給資格取得のお知らせ

加入者コード	1271111111
加入者氏名	ベネ 太郎
受給資格取得日	20xx年 xx月 xx日
プランコード-プラン名	********** ***********プラン

毎月の運用指図者手数料（注1）	運営管理機関手数料	***円(税込)
	事務委託先金融機関手数料	**円(税込)
給付事務手数料（給付1回あたり）	*** 円(税込)	

給付金受取の種類	一時金・年金・併給（一時金と年金の併用）
一時金受取の場合	
給付回数	1回
年金受取の場合	
受給期間	5年・10年・15年・20年
給付回数（年間）	1回・2回・4回・6回

2022.04

手数料

毎月の運用指図者手数料（注1）	運営管理機関手数料	***円(税込)
	事務委託先金融機関手数料	**円(税込)
給付事務手数料（給付1回あたり）	*** 円(税込)	

9.　個人番号（マイナンバー）について

国税通則法をはじめとする国税に関する法令上の義務により、源泉徴収事務、および発行する法定調書に個人番号(以下、「マイナンバー」といいます。）の記載が必要となるため、下記の給付金をご請求いただくお客様には、個人番号に関する書類（マイナンバーカード等の写し）をご提出いただきます。

9.1 マイナンバーが必要となる給付金

給付の種類	どなたのマイナンバーが必要か	マイナンバーを使用する法定調書（税務署提出用のみ）
老齢一時金	「ご本人」	「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」
老齢年金	「ご本人」	「公的年金等の源泉徴収票」
死亡一時金	「亡くなられた方」※1 および 「死亡一時金の受取人」	「退職手当金等受給者別支払調書」※2 （支給額が100万円を超える場合のみ発行）

※1)生前にマイナンバー提供のご意思を確認できている場合に限ります。

※2) ご請求の時期により死亡一時金が法令上の「退職手当」に含まれない場合は、当該支払調書は発行しないため、マイナンバーのご提出は不要となります。

9.2 マイナンバーをご提出いただく時期

給付金をご請求いただく際に、マイナンバーを証明する書類を添付してご提出いただきます。

【マイナンバーを証明するもの（下記カードのコピー）】

マイナンバーカードの様式について



【おもて面】

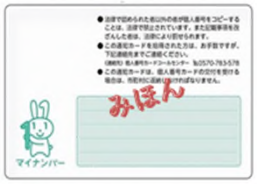


【うら面】

通知カードの様式について



【おもて面】



【うら面】

※有効期限内であり、氏名・住所等が住民票と一致しているもの。

● **「マイナンバーカード」または「通知カード」をお持ちでない方、あるいはカードの情報が住民票と一致していない方**

マイナンバーが記載された「住民票の写し」、または「住民票記載事項証明書」を取得のうえ、ご提出いただきます。

※コピー不可、住民票コード・本籍の記載がないもの

10. よくあるご質問

Q：老齢一時金を請求するにあたり、「退職所得の受給に関する申告書」に添付すべき前年以前19年内に受け取った退職金の「退職所得の源泉徴収票」が手元にありません。どうしたらいいですか？

A：まずは、その退職金の支払者から再発行を受けてください。やむを得ない事情により再発行を受けられない場合は、コールセンターへご相談ください。

（ご注意）老齢一時金を受け取られる年と同一年に受け取られた退職手当等につきましては、「退職所得の源泉徴収票」の添付は必須です。

Q：老齢年金（または障害年金）を受給中に受給者が死亡した場合、残りの年金資産はどうなりますか？

A：受給者が亡くなられた場合、受取人となるご遺族より裁定請求をしていただくことによって死亡一時金としてご遺族に支給されます。法令上、死亡一時金の受取人は法令に基づいた順位で決まります。（本書 17 を参照ください。）

Q：給付に伴う資産売却の時期は自分で指定できますか？

A：ご指定いただくことはできません。（給付に伴うご資産の売却については、9 13 各「ご資産の現金化について」をご覧ください。）
一時金を希望される方は、給付資産の変動を避ける方法として、スイッチングによる利益確定後のご請求をおすすめします。年金をご選択の方につきましても、売却日や売却商品の指定はできません。受給中もスイッチングは可能ですが、毎給付月の前月中旬頃よりスイッチング制限がかかりますのでご留意ください。

Q：老齢給付金の受け取り方法を決定するにあたり、かかる税金の比較など、相談することはできますか？

A：ご請求前の給付金にかかる税金計算などの個別具体的なご相談については、税理士や税理士法人にのみ許可された業務である税務相談にあたるためお受けできません。実際の源泉徴収税額や振込額については、給付金の額が確定した後にお送りする「給付金支払通知書」でご確認いただけます。

Q：代理人による請求はできますか？

A：受取人となる方のご状況により次の対応が可能です。

〈代理記入による請求〉
「障害や疾病により請求者自身での裁定請求書への記入が困難である」場合は、あらかじめ、ご本人へご請求の意志とお受け取り方法の確認をさせていただいたうえで、配偶者または、３親等以内のご親族による代理記入を可能としています。

〈法定代理人による請求〉
被後見人の法定代理人および保佐人、補助人または任意後見人が受取人に変わって給付金の請求をしていただくことができます。（財産の管理・処分に関する権限があることが前提）

※上記いずれも、別途、代理人に関する証明書類をご提出いただきます。

Q：給付金の振込口座は、海外金融機関を指定できますか？

A：裁定請求書にご指定いただく振込口座は、原則として、国内金融機関に限ります。ただし、海外永住者等、国内に口座がない方は海外金融機関をご指定いただくことが可能です。

Q：給付金の振込口座は、家族の名義を指定できますか？

A：裁定請求書にご指定いただく振込口座は受取人名義の口座に限ります。

11. 用語解説

※50音順

- **受付金融機関**
  iDeCoにおいて、国民年金基金連合会から加入の申出の受理に関する事務の委託を受けた金融機関のこと。
- **運営管理機関**
  厚生労働大臣、および金融庁長官又は財務（支）局長の登録を受けた確定拠出年金の運営管理業務を実施する機関のことで、運用関連運営管理機関と記録関連運営管理機関がある。
- **運用指図者**
  企業型DCまたはiDeCoにおいて、掛金の拠出は認められないが個人別管理資産の運用の指図等は可能な者のこと。加入者資格がない者のほか、希望により、加入者資格を喪失した者。
- **規約**
  確定拠出年金制度の運営規則のこと。
- **記録関連運営管理機関**
  記録関連業務を行う運営管理機関のこと。レコードキーパー（RK）とも呼ばれる。加入者の方の個人情報の記録管理、加入者の方からの運用指図のとりまとめ、および事務委託先金融機関等への通知、給付を受ける権利の裁定等の業務を行う。
- **源泉徴収**
  給与・報酬等の支払者が、給与・報酬等を支払う際にそれらから所得税などを差し引いて国等に納付する制度。
- **公的年金等控除**
  確定申告において、所得税の課税対象となる雑所得を計算するときに公的年金の収入額に応じて控除される金額のこと。年金額を基に計算される。
- **裁定**
  記録関連運営管理機関等が、加入者等からの給付申請を受け付けた場合に、給付金の受取人となる方に受け取る資格があるのか確認すること。
- **資産管理機関**
  企業型DCにおいて、加入者等の個人別管理資産を、企業の他の財産から分離のうえ、 保全・管理する機関のこと。掛金の収納、金融機関との間の運用の方法に係る契約の締結、給付の支給等を行う。
- **事務委託先金融機関**
  iDeCoにおいて、国民年金基金連合会から積立金の管理に関する事務等の委託を受けている信託会社のこと。掛金の収納、金融機関との間の運用の方法に係る契約の締結、給付の支給等を行う。
- **スイッチング**
  現在商品として運用している個人別管理資産の全部または一部を売却し、その売却資金で別の運用商品を購入すること。「預け替え」とも呼ばれる。
- **退職所得控除**
  会社での勤続年数（DCの場合は加入年数）に応じた一定の金額までは税金がからないよう控除できる金額のことであり、退職所得を一時金で受け取る場合の税制優遇措置のこと。老齢一時金で受け取る場合には所得税が課税されるが、当該一時金は退職所得とみなされるため退職所得控除が適用され、税制上優遇されている。
- **特別徴収**
  地方税等を本来の納税義務者である個人から直接徴収して納付させるのではなく、納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり納入させる制度。